

行政における再発防止等調査特別委員会会議記録（第3回）

令和5年10月20日（金）

1 出席委員（7名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	栗尾典子
委員	仁科文秀	委員	藤井義明
委員	山本 聡		

議長 妹尾博之

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名（なし）

4 事務局職員

議会事務局長 塚本真一 議会事務局次長 虫明 隆

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午前9時30分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

ただいまの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第3回の行政における再発防止等調査特別委員会を開会します。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（妹尾博之）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。それでは、早速ですが、協議案件「国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理に関する請求資料の回答について」を議題とします。

この案件につきましては、先の委員会において、執行部に請求した資料が、10月12日付

けで回答がありました。

資料については、既にサイドボックスに、事務局から配信をしております。

資料について、事務局から説明願います。

◎事務局長（塚本真一）

それでは今資料の鏡の部分をまずは配信させていただきました。これが鏡になりまして具体的な資料の中身については、説明をさせていただきたいと思います。

これが資料の回答があった一覧ということになります。中ほどにありますグループのAからFまでというのが、それぞれの項目ごとにフォルダを設けている資料ということになります。一番下のところの表の中に、グループイコール項目1とか、Bが2, 3, 6とかいうふうなグループ分けになっておりますが、これが先ほどグループのA部分というのが今配信させていただきました、前回の委員会以降の請求の一覧ということになります。1というのが、債権管理台帳を含む書類、それから2からずっと17までの項目ありますので、それがグループに対応して項目ということになります。個別の資料については、もう既にご覧になっていただいとると思うので、ここについての説明は省略させていただきたいと思いますが、全般的に守秘義務ということで、黒塗りの部分が多いことになっております。それ以外にも、今配信させていただきましたが、9月26日付けで、笠岡市長をはじめ6名の連名で、国営笠岡湾干拓事業負担金滞納者に対する執行停止についてということ、議長をはじめ議員各位宛に執行停止の状況について説明をさせていただきますということで、書類が届いておりますので、これも併せてご覧いただければと思います。説明については以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

それでは委員の皆さんから。

○副委員長（齋藤一信）

前回の委員会におきまして、この当委員会に至るまでのその経緯と、また今後の方針について流れを説明を求められましたので、9月28日付けで皆様に、このタブレットにメールをさせていただいております。前回の宿題といたしますか、前回出た課題でありますので、質問の前にですね、冒頭これを確認をさせていただきたいと思います。そんなに長くない文章ですので、私委員長読まさせていただきますよよろしいですかね。

委員の皆様各位といたしまして、原田てつよ委員長より発出をさせていただいております。

ます。題名が、国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金の徴収の取扱いに関する調査についてということでございます。これはメールがですね、皆様に9月29日付けでタブレットにメールをさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。それでは読まさせていただきます。

このたび、「行政における再発防止等調査特別委員会」において、笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取り扱いに関する調査を行うこととなりました。経緯及び今後の検査の流れについて、次のとおり説明します。ひとつ目といたしまして、経緯、令和5年9月22日付けで妹尾議長名において開示請求が行われました。開示された資料「令和4年度及び令和5年度の国営笠岡湾干拓事業負担金に係る起案一覧」によれば、国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収と取り扱いについて方向決裁（今後の方針を示すもの）がされています。その後、同一覧によれば、不動産差し押さえ登記の抹消及び差し押さえ解除、滞納処分の執行停止にかかる不納欠損時期の変更（国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金）、滞納処分の執行停止（国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金）を行っております。

笠岡市債権管理マニュアルによれば、検査権を付与された議会には、その管理が適切に処置されているかを検査する権利が保障されており、監視する役割は議会にあると解釈します。はたして、強制徴収公債権である国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金が、市長決裁のもと、いくら延滞金が、収納対策課によってどう債権回収され、どう処理されようとしているのか、連続した重要な判断と執行が適切であったか本特別委員会において検査していきます。2、検査の流れについて説明をさせていただきます。令和5年9月28日に特別委員会からの第1回の開示請求が行われました。2週間後の10月12日回答がされました。特別委員会による検査を今後行っていきます。もし検査によって問題がなければ、検査終了となります。検査によって問題があれば検査は継続ということになります。以上が前回の委員会におきまして、皆様から出された当委員会の経緯と今後の流れということになりますので、このことを踏まえまして資料に基づいて質疑、質問、意見交換等をしていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから御意見御質問があれば、よろしくお願いします。

○委員（栗尾典子）

これ真っ黒な黒塗りの資料で私も見ましたけれども、何をどう検査するんですか。しよ

うがないと思うんですが、この答えが出るということは、執行部は議会にそれを検査する権利がないということを主張しているのかっていうのが、一個私不思議に思うのと、それと議会が、その調査ができないのであれば、誰が正しいその判断を下したということを調査できるのか、それが知りたいんですが。その辺は何かわかるものがあるんでしょうか。

◎事務局長（塚本真一）

まず資料の大部分が黒塗りの部分ということなんですが、これは執行部の見解としまして、一番最初の鏡の部分ですが、守秘義務があるということで、黒塗りということになってます。先ほどの議会の検査権もあるんですけど、なかなか守秘義務という部分が大きな部分を占めているが、大きなポイントとなっております。これ以上その議会の検査をどうするかというの、正副委員長とも話をさせていただいてるんですが、なかなかその部分があるので、踏み込めない。というのが、悩ましいところです。

○委員（栗尾典子）

全てにおいて、その部分によると、誰が検査ができるのか、何を請求しても、議会が何を請求しても、個人情報の壁があると言われれば、何も検査ができない、調査もできないということで、黒塗りを外した部分で調査ができるのは監査委員であるとか、そういうことはあるんですか。

◎事務局長（塚本真一）

監査委員さんについても同様だと思います。やはり個人情報を滞納者が誰であるとかいう部分については、やはり黒塗りのものが請求しても出てくる、と思われまして。それから、一番最終的に気づくところになると裁判というところになれば、その辺が全部明らかになる、ということになると思うんですが。私もここまで黒塗り、確かに滞納者の情報であるとかいうのは、確かに個人情報であるので、黒塗りかなと思っていたんですけど、ご覧いただければ、例えば、折衝記録の日付であるとか、それから、起案文書の日付、起案日の日付であるとかいう部分も、黒になっているのが、滞納者に行きつくということになって、黒塗りになったのかなと思うんです。個人情報、守秘義務その辺あたりで黒塗りになったのかなと思っています。

○委員（栗尾典子）

そうしたら、もうこれは信頼関係でしか解決できないことで、市長が何をやろうと、執行部側が何をやろうと、私達は、調査にはっきり言ってしまうと、入れないので、もう何をやっても無駄だということになるんですか。

○副委員長（齋藤一信）

今回出てきた資料に基づきまして、どういった情報が読み解け、読み取ってるのかをまず整理をさせていただきたいと思います。皆さんに配付をしている、まず執行部から開示されたの資料につきましては、真っ黒でございますので、この中で読み解けるものというのは、なかなか情報としては少ないです、ということでございます。続いて、Bでございますが、これにおきましては折衝記録というものを出してきてくださっております。これは債務者、今回即時消滅をおこなおうとしていた方が4名いるということが、読み解けます。結局、今回の債務者の対象は4名であったと断定できると思います。折衝記録の1ページ目のNo. 1, 2が1名分続いて、No. 1, 2, 3で2名分。続いてNo. 1, 2までが3名分、最後のNo. 1, 2, 3までで4名分ということになります。この折衝記録について、情報について説明をさせていただきます。まず、この折衝記録といえますのは、4名の債務者、今回不適切ではなかろうかという4名で、いくらかの債権を市長の指示のもと即時消滅を行う指示が出ております。それについて折衝した記録が、これになるんですけども、まず1ページ目、最初の方の一番目の方が資料が1, 2までございます。右肩にナンバーが振られておりますが、そのことを指してNo. 1, No. 2と私言っております。氏名、名前のところがありますが、これは隠すべき情報です。左脇の日付、これにおいては、ちょっと皆様でご意見をいただきたい、この日付が、検査する上で出ていても、個人の特定、また守秘義務には当たらないと思いますし、これが出てこない限りは、適正にこの税金の処理が行われたかどうか、検査ができないので、私の意見としては、この日付はしっかり今後解除して求めていきたい、と思います。ここを意図して隠しているという意味がわかりませんが、情報として得ていますのが、この折衝記録の上に行くほど時系列は新しいです。下に行くほど、古い情報となります。つまり、1ページ目のナンバーの一番上の種別の折衝って書いてあります。折衝のところを読んでいただくと、電話、職員がかけたということになります。黒塗りがありまして、携帯電話に連絡をしております。ここですけども、ここが今回問題になった処理になりますが、現在執行停止を行っており、即時欠損するということを伝えていたが、即時にする理由が法的にないため、通常どおりの3年欠損で処理するという方針を伝えたところ、何のたれべえさんが了承したと、いうふうに折衝記録が書かれております。これが4名に共通する折衝の記録になりますので、ここが一番最新の情報ということになります。ここが今回解説をさせていただきますと、即時欠損にするということを電話で伝えております、4名の方に。あのとき電話で、

ちよつとわかりやすく言葉を崩して言うならば、もうあなたの債権は一発もチャラにしましたからねという電話で伝えてはいたんだが、一発チャラにする理由が法的にないため、通常どおりの3年取り立てを停止しますよという方針に切り替えましたという訂正の電話をしたということになります。これは、即時消滅一発チャラにするのは問題じゃないんですかという指摘があったので、市長と総務部長とに稟議を書き直して3年欠損という処理に切り替えたという最終結果になります。ただ読み解いてみますとこの下にですね、全て4名、即時欠損にしたからねしたという電話をしたという記録があつてしかるべきなんです、4名とも、即時欠損したという電話の記録がありません。これがかなり不自然なところを調査したいなと思います。これは、多分業務上、最も大事な結論、当時の最新の情報でありますし、4名の方の債権がいくらあるかは記録として出てきておりませんが、一発チャラにした経緯を追って4名に電話をしました。その記録は、絶対に最終だったはずなので、書いてないということはありませんが、その一発チャラにしたことの電話をした記録は全くなく、指摘後の一発チャラにはするからって電話したんだけど、法的にやっぱり、それはできないから3年取立て中止にするからという電話をしたという記録だけが最新で残ってるのは、重ねての説明になりますが、不自然ではなかろうかというところがございます。もう一つの問題点は折衝記録を読んでみますと、4名の中で全員ではございませんが、例えば、この最初の1ページのNo. 1を見ていただきたいんですけども、種別の折衝の一番上から下に降りて、2項目、3項目の記録を解説させてください。一番上が3年欠損処理とする電話を伝えたという記録です。その次の折衝の記録を見ていただきたいんですけども、日付は先ほど説明したようにございません、消されております。何時何分に電話発、郵便振り込みで何々払うとのこと。今度、その下黒塗りで送付、分納の誓約書と郵便振り込み、黒塗りで、その下、郵便振り込みで払うとのこと。その下、分納誓約、郵便振り込み用紙を送付、このように書いております。つまり、分納誓約書、分割であなたの債権を払っていつねという誓約書を何度も何度も送りつけております。郵便振り込み用紙も何度も送っております。このように、取り立てというふうに言った方がわかりやすいので言いますが、滞納金の取り立ては、どの段階まで積極的に彼らを行っていたのか。また、別の残りの3名につきましては、郵便振り込みによって税金を納めたであろう記録も出ております。ということは、4名の中で振り込みをいつの時点というのはわかりませんが、実績として分割で払った人もいたということになります。にもかかわらず、即時消滅、即時欠損の処理を行った。というのはなぜなのか、これがもし、

日付において、喫緊まで払ってた実績がある、もしくは取り立てた実績があるならば、これは不適切な処理が行われたのではなかろうかという疑念が残りますし、もしかしたら、不適切な処理であったのかもしれないということが断定できるのではないかというふうに思っております。続きまして、資料のCグループは飛ばしまして、Dグループをご確認ください。これは先日の委員会におきまして、開示請求をして出てきた資料でございます。課長から新しい課長に引き継ぐという、新年度においての引き継ぎ書を過去から出させ、開示を請求させていただきまして出てきた資料でございます。いわゆる引き継ぎ書でございます。Dのグループの10ページ目は、虫明課長から平野課長に引き継いだ引き継ぎ書になります。お題目は事務引き継ぎ書ということになっております。虫明課長から平野課長に引き継がれた引き継ぎ書の2番目、虫明課長が、昨年度、今年の3月末まで収納対策課長をやっていた方です。4月1日より、平野課長に引き継がれております。その引き継ぎ書におきまして、先ほど送らせていただいた3番のところをご確認ください。処分未利用事項およびこの処理の方法、意見等というところがございます。国営笠岡湾干拓事業負担金、元金といいますのは、負担金と利息のことを言います。元金に係る延滞金について、令和4年度まで徴収するものとして、滞納者に納付勧奨を行ってきた。しかし、市長は、元金の納付が遅れながらも、完納すれば延滞金は徴収する必要はないという考えだった。ということが書かれております。その下、滞納者のうち元金完納者、おそらくここは人数を書いていると思います。この場合、4名というふうには書いていますと推測されます。元金完納者4名について捜索し、財産調査を行い、今後の納付は困難とみなされれば、執行停止処分し、即時欠損すると、いう指示が市長から出ております。また、元金の未返済者4名について、元金完納後、上記捜索等を行い、執行停止し欠損を行う。元金も延滞金も完済している者4名は、特に対応なし、というふうには書いております。つまり、3月末の時点でおきまして、この引き継ぎ書が製作をされておりますので、3月におきましては、市長から債務者の中の元金を払ったものについては、財産調査を行った上で払うことが困難ならば、執行停止処分し、即時欠損するという指示が出ていたという記録になります。つまり、3年取り立てを停止するという手続きを経ず、一発チャラにしなさいという市長の方針であったという記録になります。これが適切な処理ではなかった。市長の個人的な考えにおいて、指示が出されて課長たち以下がその市長の指示のもと動いた。不適切な処理に向けて動いた証拠ではないかというふうに推測をいたしております。続きまして、資料のEが、起案用紙ということになります。この起案用紙といいますの

は、民間企業でいう稟議書ということになります。職員さんたちが上司、要は決裁者に対して事業を行うあらゆる業務を行う上で起案書を起こしまして、適切な上司に決裁をもらった上で業務を遂行するという書類になります。この起案用紙の上部分に起案日というところが黒塗りでございます。また、下におりましたら決裁日、完結日、全て黒塗りでございます。これは果たして、市長の言う守秘義務また個人情報の保護に触れるのかというのが、甚だ疑問でございます。職員さんが自分の行いたい、また上司からの指示において、手続き上、起案書を起こす書類において、起案日、決裁日、完結日すら議会に対して黒塗りをしてきてるのはいかなものかと思ひまして、ここは皆様で検討していただき、しっかりこれは適切に開示するべきだということを、検討して、意見をまとめていきたいなというふうに思っております。続きまして、起案書の中で、先ほど当委員会の委員の皆様は、方向決裁が行われた起案書があるという情報が文章で紹介をされておりましたので、その方向決裁の起案書を見ていただきたいと思ひます。これが、右肩、決裁区分が市長となっております。起案日、決裁日、完結日は先ほど説明したとおり、真っ黒となっております。担当者が収納対策課の三好係長となっております。件名をご確認ください。国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取扱いについて、（方向）と書かれております。方向決裁というのは、局長、こういった行政用語になりますか。

◎事務局長（塚本真一）

ここで言いますと、延滞金徴収の取扱いについての方向性を決める伺いということになります。

○副委員長（齋藤一信）

方向決裁というのは、今、局長の説明あったとおりでございます。では、その内容について、ここが非常に大事な起案書になりますので、読まさせていただきます。1の方針、笠岡湾干拓事業負担金（以下負担金）について、本起案日以降、元金を完納しているもの、もしくは完納した場合、財産調査を行い、営農に関する財産（不動産等を除き）日常生活に関係のない特段の財産が確認されない限り、地方税法第15条の7第2項及び第5項の規定による滞納処分の執行停止並びに即時欠損を適用し、延滞金残額を全額免除とする。ただし、全額免除は、執行停止の起案決裁日を基準として行い、遡及して免除とすることはないため、既に完納納付されている延滞金について、還付が発生することはない。また、元金が残っている滞納者から不動産公売によって徴収を行い、徴収金額が元金を超えた場合、超過分が超過分は延滞金に充当し、なお残った延滞金については、上記のとおり

り全額免除とすると、ということが方向決裁されております。その下の3、その他(1)のところをご確認ください。今後の対応について起案、市長が決裁を行っております。延滞金のみ残っている滞納者については、執行停止を検討している旨を伝えた上で、延滞金免除の手続きを進めていきます。元金が残っている滞納者については、元金が可能になるまで執行停止を検討していることははっきりと伝えずに徴収を進めていきます。ということが書かれております。つまり、この段階におきまして、延滞金のみ残っている滞納者につきましては、チャラにしてやれと、指示が出ており、担当者は、その指示に従って、その執行を行ったということになっております。続きまして、最終の起案書をご確認ください。これは問題の指摘あり、不適切ではあったということ認め、平野課長、辻田部長、市長が認め、その後、法律に準じて、3年まずは取り立てを停止しましょうという方向に変えた起案書ということになります。なぜか、ここで市長が方向決裁は先ほど行ったにも関わらず、最終の処理は決裁区分は部長となっております、合点がいきません。あくまでも市長が決裁したことの処理についてのミスがあったので、その方向を変えるには、部長ではなく、市長が決裁を行うべきではなかったのかと思いますが、ここも意図してされたのかどうか確認をしたいところでございます。件名につきましては、滞納処分の執行停止に係る不納欠損時期の変更についてとございます。これは国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金、黒塗りですがこれは4名でございます。このことについて、不納欠損時期を変更することとしてよろしいか、とございます。執行停止対象者は4名の情報がここに書かれていると推測をされます。滞納額はここに書かれておりますが、私のヒアリングによる調査によれば、滞納金をチャラにしますよ、という電話は既に済んでおりました。その後、電話において、この間電話はし、チャラにするって言うたんじゃけど、あれは、なしねと言うて電話をし直したのは、先ほどの折衝記録に書かれているとおりでございます。起案書に戻って、6番、不納欠損時期についてというところがございます。黒塗りがありまして決裁日の日付がでございます。(滞納処分の執行停止についての起案では今後、徴収見込みがなく、(黒塗り)即時不納欠損処理とするとしていたが、処理手続きを進めたところ、今回のように生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がなく、また、通常執行停止では、停止後3年間、財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力なしと判断されれば、不納欠損とすることになっているため、即時不納欠損として、このまま進めるべきかどうか、ここが何て書いてるかわかりませんが、市長室で協議をしたと。(出席者は市長、副市長、総務部長、平野課長、井上課長補佐、当職というのは、三好係

長，を行った協議の結果，現時点で執行停止の該当する案件でも納付資力が回復する可能性は否定できないため，即時不納欠損処理ではなく，3年後，不納欠損処理とすることになったと。いうふうに最終起案書で書かれております。つまり，ここで書かれてるとおり，即時不納欠損処理とするとしていたが，処理手続きを進めていたところ，今回のようにということで問題が発覚をしたので，処理を切り替えます，しなおしますということでございます。私がここで問題だと認識しているのが，これは市役所内，市長室で行われようが，課内で行われようがどこでもいいんですが，市役所内でとどまっている，方向決裁であり，方針であり，手続きなら，まだいいんですが，該当者4名に対して電話において，その通知を既に行い，さらにはその通知が誤りだったため，しなおしますよ，という連絡までしている。つまり市役所から外に出た情報でありますので，もうこれは，議会がしっかりとその情報の開示を求め，今後の行動を改める。ということを行うには十分な事案かなという認識をしております。この点につきましても，皆様からのご意見をいただきたいというふうに思います。以上，資料の説明，私の解釈も含めてですけれども，説明となります。

○委員長（原田てつよ）

それでは，ただいまの副委員長の質問説明に対して，委員の皆さんから意見・質問があればお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

皆さんメールをご確認ください。9月28日付けで，事務局より，笠岡市債権管理マニュアルをメールをさせていただいております。その債権管理マニュアル，機密性2に該当する資料でございますが，これにつきましても，当委員会における開示請求によって出てきた資料ということになります。笠岡市自らが債権管理につきまして，マニュアルを作成しております。これは令和2年11月に一部改定を行っているものでございます。3ページ目をご覧ください。笠岡市債権別時効早見表というものがございます。ここに国営笠岡湾干拓事業負担金とございます。これは，所属は収納対策課となりまして，種別は強制徴収公債権となります。これは何を意味するかと言いますと，この強制徴収公債権は，わかりやすく言うならば，債権名の一括りに市税とあります。国民健康保険や介護保険，後期高齢者医療保険，要は，市県民税と同等な税金ですよという意味になります。つまり，国税徴収法，市県民税は国税徴収法にならって，徴収取り立てを行っております。つまり，この干拓の負担金，たとえ延滞金であろうが，その元金に紐づいた年金で延滞金でございま

すので、法律上、これは税金で市県民税と同等。つまり、国税徴収法の徴収に従った債権ということになりますので、それに準じて、果たして債権の取立てが行われたのかどうか。ただの元金さえ払ってれば、延滞金はチャラにしたらよかろうが、というものではなく、あくまでも、それならば、市県民税も同等、元金さえ払ってれば、延滞金は払わんでもよかろうがということが、市長の方針として打ち出されているならば、それは法的に争わないといけないことになるのかもしれませんが、私としては、それは間違っている徴収に対する考え方だという認識をしておりますので、今回この調査をさせていただきまして、当委員会において、適正に処理が行われたのか、検査をしていただきたいと思った理由の一つでございます。次に、マニュアルにおきまして、5ページをご確認ください。日常の債権管理というところがございます。(1)の債権管理台帳の整備というところをご確認ください。今回、私達が求めた債権管理台帳の開示につきまして、この債権管理台帳、このたびAグループに属する資料でございますが、この債権管理は、監査委員による監査の対象になり、これは地方自治法第199条第1項に準ずるそうです。また、議会の検査権、同法第98条第1項による検査権の対象にもなると書いております。これは真っ黒になって出てきた債権管理台帳についてでございます。これは検査等の対象にもなりますよ。さらに、債権回収のために裁判手続き等を取った際には、債権債務関係を明らかにするために証拠となるものが必要である。このために、債権管理を適正に行うために、以下の事項を基に記載した台帳を整備する必要があると書いております。ここに、書いてありますとおり、検査権による検査等の対象になりますよ、というふうに書かれておる資料が真っ黒に出てきているので、これはマニュアルを自らがどのようにして、守ってこようとしているのかという指摘を辻田部長にさせていただきました。このマニュアルがおかしいですって言いました。私は驚きました。事実だから伝えております。辻田部長もこの検査権に基づいて、出さないといけない資料ですよ、この台帳はというマニュアルに書いてあるじゃないですかって指摘したら、平野収納対策課長もこの一文を知りませんでした。辻田総務部長も知りませんでした。最終的に、辻田総務部長の見解は、このマニュアルにこのことが書いてあることがおかしいですってという回答でした。このことも踏まえてですね、マニュアルをどう捉えるのかを、検査権を議決した議会、また当委員会でもこの件についても、ぜひご意見、意見交換をしていただきたい。以上が私のこのたび、開示をしてきた資料に関する所見です。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、意見とか質問とか。

○委員（藤井義明）

検査権ででないのか、もう1回、その件も、マニュアルの件も含めてどうするのかっていうのを1回話し、折衝してもらおう。それが検査権に通用しないなら、その上に行く、訴訟するのか、そこになると、だからそのところはもう1回、アタックといけんわな。それからもう一つは、百条にするのか、後は、監査権、監査に言ってもおそらく出ないんじゃないかなというふうに思うので、どうするかいうのを、話はそれはそれとして、どこまで出してもらえるのか、1回、やはり当たった方がいいんじゃないかなというふうに思います。向こうの対応は、どういうふうにするか。それで絶対出さないなら、また、こっちは考えないけんと思う。1回はその日付とか、マニュアルに対して、それが間違ってるんですって、そんな返答を公に出してもらおう文章で、自分たちが作ったのが間違いですって、そこら辺を文書で出してもらえばいいのと、あとは日付の件とか、時系列とかいうのは最初の意見が出たんで、ここら辺が気になっております。話の中で検討してくださいという話であったんで、日付やこれも一緒にもらう出してもらう。もう1回資料請求をし、うちからして、出してくれるなら、また考えればいいことでないということになったら、さっき言ったように、もう1回話し合いを特別委員会ですると、いうのと、もう一つ、これさっき説明があった市長が出したというのがあったじゃないですか。各議員宛に連名で、議員によっては何のことはしているのかよくわからんんじゃないかないうのもあって、これ文書がきているということは、そういう事例もないのでとき、起案の中のいろんなことでなかったので前例もないし、法律上どうなんだというようなこともあって、変えたということ、自ら認めた文書にあるので、これをもう1回全協か何かで説明してもらおうような話にはならないと思います。

○副委員長（齋藤一信）

先ほどの藤井委員さんから出た資料ですが、これは今一度皆さん見ていただきたいです。これは令和5年9月26日付けで、笠岡市議会議長、妹尾博之様、また笠岡市議会議員各位として、笠岡市長と副市長、総務部長、収納対策課長、同課長補佐、同課係長の連名署名捺印のもと、対象者に対して発出をされた文書でございます。この文書が出てきた時点では、当委員会はまだ設立されておられません。また、私が個人的に妹尾議長の名のもと開示請求をしていた最中でございます。そのときに、笠岡市議会議員各位と皆様に突然送られてきた文書ございまして、皆様にとっては何のことか、何の情報提供も私の方から

もしてない段階でございましたので、局長預かりにしていた資料でございます。ただ、昨日、局長が受領の手続きをして正式にしてくださいまして、妹尾議長、また、笠岡市議会議員各位に、市長以下連名の方から届けられた、正式な文書ということに、昨日付けでなっております。よって、ここで資料を皆様に確認をしていただきたいと思いますんですけども、内容につきましては、国営笠岡湾干拓事業負担金滞納者に対する執行停止についてという題目になっております。国営笠岡湾干拓事業負担金（以下干拓負担金）の滞納処分の執行停止状況について説明をさせていただきます。つまりこの滞納処分、この延滞金を滞納処分の執行停止状況について説明をさせていただきます。皆さん、何にも知らない状況ですよ。今、皆さん情報がある程度もうお持ちなので、それはなしにしてくださいね。時系列を過去に戻してください。1 干拓負担金の徴収及び滞納処分の執行停止の法的根拠について、徴収については、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税法を適用し行い、かつ、地方税法第15条の7に滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活が著しく、窮迫させるおそれがあるとき、もう一つは、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、のいずれかに該当する事案があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる、という規定があるんです。という説明があります。次のページ、2 としまして、滞納処分の執行停止基準を説明してきております。地方税法の規定により、執行停止処分とする場合について、笠岡市は財産調査（預貯金、生命保険調査、捜索による現地の実態調査等）により、滞納者の資力を確認し、たとえ表面上滞納処分ができる財産があったとしても、滞納処分により仕事（営農）等を行うことが困難となり、生活が破綻する可能性がある場合、もう一つは分納納付をしている場合であっても、生活をひっ迫させている、短期間（2年）を目途で反応が見込めない場合等を基準として行っております。3 対応について、今回執行停止処分とした干拓負担金滞納者については、いずれも預貯金、生命保険調査を行い、また捜査により現地確認、聞き取り捜査を調査を行った上で、総合的に上記2点の基準に該当するものと厳選に判断しましたという説明があります。ぜひですね、このことを踏まえて、市長自らが財産調査、これは例え財産が2のところを、私なりに解釈させてもらいますけど、2のところで一発チャラにしましたよ。その中に、私が判断として行った基準の中、一発チャラにした人の中に滞納処分を、財産がある人がおったけども、行ったら農業ができんいう可能性のある人がおったよ、私の解釈を加えてますよ。もう一つは、分割で払うような人がおったけども、2年めどに払えんと私が思えば、もう処分してできるんじゃないというこ

とが書かれてあります。と私解釈しております。何にも皆さん知らない段階で、この4名の滞納者の中に資力がある人がおったんじゃないけど、だけどその資力、家が大屋敷があり、車が止まり、農機具も止まり、農地も広大なのがある人がおったんじゃないけども、それは分割納付もしていた、その人は僕の調査では、分割契約をした人は分割の払いをしますということ、分割で払い終わった人が実際に含まれておりました。が、その人もおったんじゃないけど、チャラにした理由は基準内じゃったんだと、いうことを、市長自らがここで言い訳として書いてるというふうに、私は解釈をしております。つまり、皆さんに何の説明もしていない段階で、4名の債務者の中で資力がある人が含まれとった、分割で払える人もおったんじゃないけど、私は問題ない、基準では範囲内で処理を行ったんだということを書いているので、ぜひこれを当委員会、もしくは全員に、笠岡市議会議員各位と書いているのでぜひ議長に諮っていただき、全協を開いて、市長自らのこの文書の説明をしていただければ、いいのじゃないかなというのが、藤井委員さんが先ほど言った資料の説明と、全協に向けての意向というのはそういった内容になります。ご意見いただければ。

○委員（仁科文秀）

9月26日というのは、この日付は、副委員長の方で、執行部側に対して、ちょっと問題点があるんじゃないかという指摘はもう既にしてたのか。

○副委員長（齋藤一信）

個人的に開示請求した後で、開示請求した資料が出てくる前です。

○委員（仁科文秀）

だから先手を打つての既成事実をつていうか、執行部の意見をもう固めて、発信を全議員に対して、執行部としては、こういう考え方ですよということ、先手を打ったということですね。

○委員（栗尾典子）

確認なんですけど、債権管理マニュアルとか地方自治法のこの債権に関する事の中で、一番最後によくある首長の判断による、みたいな注意書きみたいなのがよくあるじゃないですか、それっていうのはあるんですか。

○副委員長（齋藤一信）

このペーパーを、笠岡市議会議員各位で出してきたのは、ものすごい重要でして、ものすごい重要なことを説明すると認識しております。4名の債務者の中に絶対あってはいけないのは、資力がある人が含まれていたという事実です。ここに説明してるとおり

です市長が。資力があつたら、3年寝かすことすら駄目です。このことが法に抵触していると認識しております。ここが実は肝でございまして、これは守秘義務と、個人情報保護の関係で、おそらくここが明確になるには裁判しかない、と思います。ただ、市長自らが資力ある人が含まれていたということは、この文書で認められると、私は断定できると思っております。資力もない人をこんな説明する理由がないので、資力があつた人がおるんじゃないけど、こういう理由で基準内だったんだっていう説明をしております。私が即時消滅をさせたことを問題だと指摘されさせていただいたときに、4名の中で資力がある人が含まれているでしょう。このことが問題となって、3年一旦寝かすルールに彼らが切り替えました。それが問題だということで、それ以外の発生した問題は先ほど資料の説明のときにさしてもらった内容です。それ以外もいっぱい問題があります。ただ3年寝かしたからといって、4名の中に含まれている資力がある人はそのままスライドしただけです。その資力がある人は3年すら寝かして駄目です。だから、ここが、これは私が専門家から聞いた話です。それはもう駄目なんだということに基づいているので、その辺をちょっと追及、委員会で明らかにしたいなというのが、これは主目的ですが、ちょっとこの主目的が一番実は壁が高くて守秘義務と、個人情報の関係でたどり着けないかもしれないというのが、弁護士さんからもありました。

◎事務局長（塚本真一）

議会の検査権の話の中で冒頭にもお話だと思んですけど、議会の検査権があるんですが、ただ、やはり先ほど副委員長もおっしゃいましたように、個人情報であるとか、情報公開の壁があるので、いくら検査権があつたとしても、誰が滞納者が誰であるとか、滞納金額がなんぼであるとかということ、多分、いくら請求してもその部分については明らかにできないというふうな考えであります。もう一つ裁判という話もあつたと思んですけど、私も確か監査委員に監査請求をしないと、その次に進めないという部分がありますので、いきなり裁判ということにはできないというふうに思います。以上です。

○委員（藤井義明）

その監査請求もいるんじゃないというふうに思うのをさっき申し上げたのと、それからどこまで出すかわからないけど、今のままではいけないので、日付に関してとか、マニュアルに関してとか、先ほど申し上げたのと、あるいは、停止した分の電話連絡の部分がなかったという件に関しては、委員会から申し入れはしてやっつく、私は今の3点。他に意見があれば言っていただければ。そこは委員会としてはすぐに聞くと、それからさっき言ったよ

うに全協をする。それからもう一つはいわゆる監査請求はせんと、その先に、おそらく出さないだろうという前提で物を言われますのでここまでクルルにしとるものを監査請求してはいはい言うて、じゃなくて資料を出してくださいって、「はい」って出るもんじゃないと思うので、もう次の段階をある程度考えておかないと、前進まんのんじゃねかなと思ってます。

○委員（栗尾典子）

私はあと1点、元金の完納者は延滞金を支払わなくてもいいという、その事実をこの地方税法の第15条の7の第2項とか第5項というところで読み解くことができるんですか。

○委員（藤井義明）

違う財産がないと払えないというところで、基準じゃないと、だから検査してるわけだから、それはそうだから、できますというのは読み取れない。ただ、その後、家庭の事情とか財産があるかどうかを検査した上で、もう債権回収費用がかかるとか、だからもうどこにいるかわからんとか、ここに書いてあったと思うんだけど、ここは解釈じゃねかなと思うんだけど、営農が困難となるというようなことが、本当にそれで解釈ができるのかなと思って、なかにはもう営農をやめて、債権回収されとる人も現実におるので、これをよしとするのが正当な理由になるのかっていうのは、僕はちょっと疑問なんだけど、だから、今言ったように本当に取り立てができないという確たる証拠がない限り、それはしちゃいけないんじゃないかなというふうに考えると、弁護士さんの見解はどうなるかいうのはちょっと違うかもわからんけども。

○委員（大月隆司）

完全に不公平な扱いしとるわけで、延滞金が残ってる滞納者に元金完納するまで、執行停止要件で検討していることは、はっきりと伝えず、そこが不公平な話で。

○委員（藤井義明）

これもあるし、以前にはもう延滞金まで取られとる人もおると思う。

○委員（大月隆司）

それもさかのぼって理由のところでしたら、戻さんでいいから、それはもらえばなしでええ、それって騙しじゃないん。

○副委員長（齋藤一信）

先ほど大月委員さん、皆さん、意見があったとおり、もう一つ大事なのは、過去と今回やった処理が果たして公平性が守られているのかというのが、もう一つ大事な課題になり

ます。過去はこうしてたのに、今回はこうした、今後はどうするのかっていうのが非常に大事でして、あくまでも公平に今回の処理が行われたのかっていうのが、公平じゃなかった、今までどおりじゃなかったって稟議書に書いてあるとおりに、今まで過去やったことがない即時消滅と連絡を相手にしちゃったって書いてあるとおりに、今までやったことないっていうのは、彼らが記録として残してるとおりに、今まで過去1回もやったことない処理を、今回なぜ相手に通知してしまったのか。訂正は今しましたが、外にそれは消滅しますよって連絡しちゃってしまってるので、これはしっかり議会が説明を求める責任があるんじゃないかなと思います。

○委員（大月隆司）

それはきちんと公表するに、これまで、これからもこういうふうな平等な扱いになりますよって、過去があった、現在があるのはわかるけど、ここでルールを変えたんなら、ここでルール変えましたっていうのをちゃんと明確せんと、はっきりと伝えるもう完全に作為じゃない詐欺みたいなことしよる話。それは自分らで認めとることですよ。

○委員長（原田てつよ）

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時59分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほど出た意見の中で早急に全員協議会を開催すると同時に、書類請求を再度、今出た3点ですね、折衝記録の起案開始の日付と債権管理マニュアル等の整合性、それと電話連絡の日時を書類請求をするとともに、全協を開いて執行部から説明を求めるということを、議長に全員協議会の開催をお願いするということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田てつよ）

それでは異議なしと認めて、そのように決定させていただきます。

日程につきましては、執行部との調整も必要なことから、改めて、連絡させていただきたいと思います。詳細につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (原田てつよ)

それでは、以上で協議案件1を終わります。

続きまして、協議案件2その他について、各委員の皆さんより何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (原田てつよ)

それでは、閉会にあたりまして、副委員長挨拶をお願いいたします。

○副委員長 (齋藤一信)

お疲れ様でした。

○委員長 (原田てつよ)

それでは、以上で行政における再発防止等調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時01分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により

ここに署名する。

行政における再発防止等調査特別委員長

原田てつよ